

事 務 連 絡

令和7年4月28日

県内の医療措置協定締結薬局 御中

兵庫県保健医療部疾病対策課  
感染症対策推進班

### 感染症対応に係る薬局の研修等について

平素は、本県の感染症対策行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

感染症法に基づく医療措置協定においては、協定を締結した薬局に、年1回以上、感染症に関する「研修」「訓練」「対応の流れの点検」の実施をお願いしているところです。

その取扱いについては、厚生労働省からの周知依頼を踏まえて、令和6年11月7日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、令和7年度以降の本県における取扱いを下記のとおりとします。

令和6年11月7日付け事務連絡からの変更点もありますので、ご留意のうえ、令和7年度以降は、下記により、毎年度1回以上の受講（参加）をお願いいたします。なお、今後取扱いを変更する際には、改めてお知らせします。

### 記

#### 1 「研修」「訓練」の実施・参加方法

下記（1）（2）いずれかにより、「研修」及び「訓練」の受講（参加）をお願いします。

##### （1）日本薬剤師会のWeb研修プログラムによる「研修」「訓練」の受講等

###### ① 概要

令和6年度に引き続き、今年度も日本薬剤師会のWeb研修プログラムの受講が可能です（非会員も受講可能）。

なお受講方法等の詳細は、現在準備中のため、県から改めてお知らせします。

###### ② 受講（参加）の留意事項

- ・全プログラム受講後に発行される「修了証」は、医療措置協定の協定の有効期間\*終了から1年以上、自局で保管してください。

（※医療措置協定の有効期間：現協定は令和9年3月31日まで。）

- ・研修プログラムのうち「4. 個人防護具の適正使用」の受講時には、合わせて自薬局内でPPEの着脱訓練の実施が必要です。（「訓練」は、映像を視聴するだけでなく、参加者が、実際に着脱訓練等を実践する必要があります。）

(2) 兵庫県薬剤師会等（県薬剤師会、薬剤師会支部、その他研修等を実施する団体等を指す。以下同じ。）が主催する新興感染症に関する研修会  
・別添「兵庫県の医療措置協定における薬局の研修・訓練の要件(令和7年度版)」に合致する研修及び訓練である必要があります。

2 「研修」「訓練」の受講（参加）対象者

当該薬局に所属する医療従事者等が全員、受講（参加）することが望ましい。

なお、管理薬剤師及び新興感染症発生・まん延時に感染症患者対応を行う薬剤師等の受講・参加は必須とします。

3 「対応の流れの点検」の実施方法

各薬局において、新興感染症発生・まん延時の対応の流れを点検願います。

日々の業務の中で必要な感染対策を確認されている場合も該当となります。

**【問合せ先】**

兵庫県疾病対策課

TEL 078-362-3264

MAIL [shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp)

## 兵庫県の医療措置協定における薬局の研修・訓練の要件（令和7年度版）

兵庫県薬剤師会等が主催する新興感染症に関する研修会は、研修、訓練ともに、下記の要件をすべて満たすものとする。

### 1 研修の要件

- ① 新興感染症発生・まん延時の医療提供に関するものであること。  
なお、「新興感染症発生・まん延時の薬局の役割」「標準予防策と経路別予防」「个人防护具の適正使用」の内容は必ず含むものであること。  
(研修・訓練の同日実施の場合は、「个人防护具の適正使用」は訓練で行うことも可。)  
また、「ワクチンによる感染症の予防」「新興感染症発生・まん延時の他医療機関・行政等との連携」も含んでいることが望ましい。
- ② 90分以上のカリキュラムであること。
- ③ 自薬局以外の者（兵庫県薬剤師会等）が主催するものであること。
- ④ 主催団体において、受講（参加）者の出欠を確認のうえ実施後に受講者名簿を作成し、実施内容（カリキュラム、開催日時）が確認できる書類とともに、医療措置協定の有効期間\*終了から1年以上保管するものであること。  
(※医療措置協定の有効期間：現協定は令和9年3月31日まで。)

### 2 訓練の要件

- ① 新興感染症発生・まん延時の医療提供に関するものであること。  
例えば、个人防护具（PPE）の着脱訓練等が該当する。
- ② 30分以上のカリキュラムであること。
- ③ 自局以外の者（兵庫県薬剤師会等）が主催するものであること。
- ④ 主催団体において、訓練の参加（実践）者を確認のうえ実施後に受講者名簿を作成し、実施内容（カリキュラム、開催日時）が確認できる書類とともに、医療措置協定の有効期間終了から1年以上保管するものであること。
- ⑤ 講義を聞くだけでなく、実際に自ら実践（PPE着脱等）をした場合にのみ、訓練の実施となること。

### 3 運用について

- ・研修、訓練ともに、会場の都合や研修・訓練参加者の利便性向上のため、現地参加に加え、ライブ配信への参加も認めるが、主催者（兵庫県薬剤師会等）において、ログ確認等によりプログラム全てへの出欠状況の確認を厳格に行うこと。
- ・1④及び2④に記載する名簿及び実施内容の書類については、県から協定締結薬局を通じて提出を求めることがある。そのため、協定締結薬局は主催団体から取り寄せることができるようにしておくこと。

- ・主催団体において、本要件の適用について疑義がある場合は、下記まで問い合わせること。なお各支部薬剤師会は、県薬剤師会を通じて問合せを行うこと。

問合せ先： 兵庫県疾病対策課感染症対策推進班

TEL 078-362-3264

MAIL [shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp)